

議 事

○中村刑事法制企画官 それでは、時間を過ぎましたので、性犯罪の罰則に関する検討会の第11回の会合を開会させていただきます。

本日は、木村委員が御欠席と承っております。

それでは、山口座長、よろしくお願いいたします。

○山口座長 本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本検討会の取りまとめに向けまして議論を行いたいと思います。

まず、本日の配布資料について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中村刑事法制企画官 本日の事務局からの配布資料は、資料49の自由民主党女性活躍推進本部による提言でございます。

この提言は三つのプロジェクトチームの提言から成っておりますけれども、そのうちの女性の権利保護プロジェクトチームの提言において性犯罪の罰則に関する指摘がございますので、御紹介いたします。

資料の24ページを御覧ください。

「4）性的虐待に関する刑事事件の公訴時効」というところでございますけれども、「法務省に設置された「性犯罪の罰則に関する検討会」において、性犯罪の時効停止・撤廃も検討課題の一つとして挙げられ、検討されているとのことであるが、「性的虐待をなかったことにさせない」という観点から、被害者救済に資する方向での検討を強く求める」とされております。

また、同じページの一番下の「3 強姦罪の保護法益」という項目がございます。

まず、「1）強姦罪の保護法益」につきまして、「強姦が人格を破壊する「魂の殺人」とも言われていることに鑑みれば、生きる権利の侵害、人間の尊厳に対する侵害であると考えられるべきである」として、この検討会におきましても検討されるべきであるとされております。

また、「2）強姦罪、強盗罪の法定刑の比較」におきましては、「強姦罪の法定刑が強盗罪よりも軽いのは不当である、強盗強姦罪に関して、強盗と強姦のどちらが先であるかによって刑に差を設けることに合理性はない」という趣旨の御指摘があり、法改正を求めるとされております。

また、本検討会宛てに、要望書が届いておりますので机上に配布させていただいております。

本日の資料の説明は以上でございます。

なお、前回までの会議で使用した事務局資料を机上に置かせていただいておりますので、適宜御参照ください。

以上でございます。

○山口座長 ただ今の御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同 発言なし)

それでは、本検討会の取りまとめに向けまして議論を行いたいと思います。

机上に取りまとめ報告書の案を配布させていただいておりますが、これは、本検討会にお

けるこれまでの議論を踏まえまして、私が事務局と相談して作成いたしました取りまとめ報告書の案でございます。

委員の皆様には事前はこの案をお送りいたしましたので、既に御一読いただいていることと思いますが、改めて取りまとめ報告書の作成方針あるいはその考え方などについて、御説明させていただきたいと思っております。

まず、全体の構成でございますが、「第1 はじめに」で本検討会が開催された経緯や趣旨等について述べた上で、「第2 検討経過」において具体的な検討の経過を説明いたしております。

また、本検討会では、個々の論点の議論の過程で、性犯罪の保護法益に立ち返った議論が相当行われました。そして、そのような議論を通じて、委員の皆様の間で、性犯罪が被害者の人格や尊厳を著しく侵害する実態を持つ犯罪であるという認識がおおむね共有されたものと思われまますし、そのような各委員の認識を基に、各論点について、結果としては積極なものもあれば消極とせざるを得ないものもあったとは思いますが、御議論を頂いたと思われましたので、1ページの最終段落におきましてそのことを記載させていただきました。

その上で、「第3 各論点の検討状況」において、各論点に関する議論の内容を整理してまとめ、「第4 終わりに」で、法務省に対し、本検討会の検討結果を十分に踏まえて検討を求めるという構成にいたしております。

そこで、以下、各論部分に当たります第3のまとめ方について御説明申し上げます。

本検討会は、性犯罪の罰則の在り方に関する法務省の検討に当たりまして、論点の抽出・整理を行った上、それら論点について幅広く意見交換を行うことを役割とするものでございます。

したがって、「第3 各論点の検討状況」におきましては、本検討会における議論の内容が明らかになるように、論点ごとに整理して取りまとめしております。そして、各論点について様々な御意見がございましたが、そのような議論の概要が明らかになるように、検討会で述べられた主な意見は、積極、消極、その他いずれの意見につきましても、なるべく網羅的に記載するようにしております。また、意見の多少がある程度明らかになっている論点につきましては、どの意見が多数であったということも記載しております。もっとも、この検討会は、多数決によって何らかの結論を出すというようなことは求められておりませんので、この点は飽くまでも参考として記載しているものにすぎません。

なお、各論点につきましては、おおむね実際の検討を行った順序に従って整理しております。無論、本日も引き続き御議論を頂くわけでございますので、本日の御議論についても、必要に応じてこの報告書に反映するということとなります。

そうした前提で、本日は、この取りまとめ報告書案に沿って議論を頂きたいと思っております。委員の皆様には、各論点について、この取りまとめ報告書案を踏まえて、追加して述べておきたい御意見などを中心に御発言をお願いしたいと思っております。

議論の進め方についてでございますが、まずは、各論部分に当たります取りまとめ報告書案の第3の各論点について、順次御意見を伺った上で、最後に取りまとめ報告書全体の構成や「第1 はじめに」、「第2 検討経過」、「第4 終わりに」について御意見をお伺いするというようにしたいと思います。

そこで早速、まず、第3の「1 性犯罪を非親告罪とすることについて」につきまして、取りまとめ報告書案の修正や追加して述べておきたいという御意見などがございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。特にないということでしたら、先に進んでもよろしゅうございましょうか。

(一同 発言なし)

御発言がないようですので、先に進ませていただきたいと思います。

それでは、その次、第3の「2 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について」でございませう。

追加の御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

○佐伯委員 私、これまでの検討会におきまして、この問題について意見を申し上げる機会がございませうでしたので、ここで意見を申し上げたいと思います。

取りまとめで賛成、反対の意見をまとめていただいておりますけれども、私は、性犯罪についてのみ時効の根本に関わるような改正をすることは、時間の経過により証拠の散逸等の理由で正しい裁判ができなくなるおそれがある等の理由で疑問がある、したがって、廃止ではなくて、児童の性的虐待を発見、顕在化して、適切に刑事手続につなぐようにしていくための取組が重要である、という意見に賛成です。

以上です。

○角田委員 議論のときに申し上げなかつたのですけれども、この論点2に関しては、子どもの権利条約の19条1というのを指摘したほうがよいのではないかと考えております。

19条1です。「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」というのをどこかに入れていただけないかなと、これは論点6にも同じように関わってきますので、よろしくお願ひします。

○井田委員 公訴時効撤廃又は停止について一言申し上げます。私の考えるところは、公訴時効制度が本質的に妥当な制度であるとするのであれば、性犯罪だけ例外的な扱いを認めようというときには、所定の期間を過ぎてもそれでも正しい裁判ができるという特別の事情が存在しなければならぬが、そのような事情は存在しないというものです。この点については何回か発言させていただいて、その見解は今も変わっておりませうし、また取りまとめにも取り入れていただいておりますので、ここで繰り返すことはいたしません。

ただ、この検討会の外においてはこの点を見直すべきだという意見もかなり強いようですし、今日もこの点についての自民党の女性活躍推進本部の御意見が紹介されたこともありますので、基本的には佐伯委員のお考えと全く一緒なのですけれども、少し敷衍して意見を申し上げたいと思います。

私は、性犯罪についてだけ公訴時効を撤廃、停止を行うことには反対であるということをお知らせしたのですけれども、仮に公訴時効を撤廃、停止したときに、現実問題としてどういふ事態が生じるかについて考えてみます。そのときにも、やはり立証上必要な証拠が収集できなくて、結局は犯人の処罰につながらないということがほとんどなのではないでし

ようか。ですから、佐伯委員が正におっしゃったことですが、本質的に大事なことは、なるべく早期に事件が明るみになるようにすること、性的被害の事実が顕在化するようにすることであり、また証拠をきちんと確保・保全しておくことなのだろうと思うのです。

そうだとすると、この検討会でも多数の意見は性犯罪について非親告罪化すべきだというものであったのですが、それが仮に実現したとすれば、告訴権者以外の者が、例えば近隣住民かもしれないし、学校関係者、あるいは関係諸機関の方々が異変に気付いて、警察等にその情報が伝わって捜査が開始され、その結果として被害が顕在化するということも期待できるであろう。

あるいは、後で議論されます地位・関係性利用に関する処罰規定が入ってきたとなれば、それに対する意識も高まって、その結果として、より早くこの種の事件が明るみになるようになるということも考えられるかもしれない。このように、検討会の成果として出てきた意見が更に刑法改正につながっていけば、そういう積極的な効果も十分期待できるのではないかと思うわけです。

また、刑法の処罰規定の改正とは別に、被害を受けた方が精神的なケアやサポートを受ける機会が増えるような形での制度的な対応がより充実していけば、それをきっかけとして早期に被害が顕在化するというのも、また期待できるし、同時にそれは証拠の早期の保全ということにもつながっていく。このようにして、被害者の救済のためには、無辜の処罰につながりかねない、あるいは関係者に多大の負担をかけかねないような公訴時効の見直しよりは、性的被害の早期の顕在化を図るための様々な工夫の方をきちんとやっていくことが、はるかに大事であると考え次第です。

○齋藤委員 公訴時効に関する直接の意見ではないのですけれども、子供の記憶の変遷について意見を述べさせていただきます。以前、子供の記憶の変遷が大きいという御意見がありました。子供の記憶について、適切な聞き取り方をすれば大きな変容もなく、かなり正確に記憶を語るができるというのは、司法面接などの研究によっても明らかになっていることです。その点について、早期発見はもちろんですし、子供からの適切な聞き取りということを再度強調していただければなと思っております。

○宮田委員 私が子供の記憶の問題性を申し上げましたのは、長期、大人になってから事件が発覚して、そのときに話を聞いたときには、記憶が変容していたり、あるいは欠落していたり、あるいは記憶が書き換えられてしまったりという危険があるということ述べたものでございます。

齋藤委員が今おっしゃいましたように、子供から適切な司法面接によって供述を得るということは、技術的に確立しているところでございます。そういう意味では、子供が被害を受けた直後、あるいはそれに極めて近い時間に被害を見つけ出し、そして被害について聞き取るという作業をするそれが極めて重要です。子供の供述がそういう形であれば信用できるということについては、私も全く否定するつもりはありませんし、むしろそういうことに対しては賛成の意見でございます。

「子供の記憶が信用できないという意見があった」という今の御発言が、もしも私の発言を受けてのものだとすれば、そういう趣旨ではございませんので、改めて申し上げたいと思います。

また、児童の権利に関する条約の19条は、虐待があった場合の立法上、行政上、社会的

及び教育上の措置が必要だということを定めているものであり、これは直ちに時効の停止の根拠付けになるものではありません。むしろ、近隣の人々の通報に対して免責をする方法など、早く被害を見つけれられるための有効な手段を構築することが急務ではないかと思えます。

ですから、時効に関しての法制度の改革は必要ないという結論でございます。

○山口座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同 発言なし)

それでは、ありがとうございました。では、次に進ませていただきます。

次でございますが、第3の「3 配偶者間における強姦罪の成立について」でございます。

この点につきまして、追加の御意見等がございましたらお願いしたいと思います。

○角田委員 前回述べたときも、どなたからも積極的な賛成を頂けなかったもので、また述べるのはどうかということがあるかもしれないのですが、やはり実態を更に直視していただきたいということを考えております。

それで、お手元の全国女性シェルターネットの近藤恵子理事からの要望書なのですが、別紙がございまして、別紙の方には具体的な事例が書いてあります。シェルターネットで調査したときに出てきたものだと思うのですが、そこにありますように、実態の中では、とりわけDVの中で性的強要が含まれているということは、DV事件を現場で扱っている人はよく知っていることではあるのですが、なかなかそれが強姦という扱い方をされていないという、そのギャップの問題です。

例えば、シェルターネットの近藤理事の要望書によりますと、シェルターサポートを受けたDV被害女性のうち、夫・パートナーからの性暴力被害は53%、半数以上を占めていることが分かっているという数字が出ております。にもかかわらず、配偶者間の強姦が処罰された例はほとんどないということが指摘されております。

それから、先ほど申し上げましたように、別紙で事例が示されております。今までなかなか具体的な例というのが表に出ることはなかったのですが、このようにして出ておりますし、それから、同じく机上配布されているSARC東京という性暴力被害者のためのワンストップサービスセンターの一つなのですが、その平川和子理事長の報告です。これもやはり、望まない妊娠があると指摘しています。さらに、「平成26年度の配偶者からの暴力事案の検挙状況のうち強姦と強制わいせつによる検挙はそれぞれわずか4件にすぎないことから、強姦への警察対応はできていない」ということが指摘されております。

それから、資料が今はないのですが、ついこの間、7月3日だったと思うのですが、NHKの中部地方限定のナビゲーション中部という番組でもこの問題が取り上げられていました。それは、性暴力被害者のためのワンストップサービスセンターが中部地方のあちこちででき始めていますという、そういうレポートだったのです。その中に、実は私は夫からの強姦の被害を受けておりますということをお話しになっている方が、匿名で、出ておりました。その女性は、それがどんなに大変だったかと、同居していた間、ほとんど毎日のように自分は強姦と言うしかないような扱いを受けたというようなことをお話しになっておりました。このことからお分かりいただけるように、そのことが語られ始めたということがあります。

それからもう一つは、検討会では、この前のときには、学説については、近年までは犯罪成立否定説もあったがというふうに指摘されていました。それから、妻の性交応諾義務的な考えも民法では規定されていないのだと。もし義務があると思っているのだとすれば、それは誤解ではないかという御説明がありました。学者からすれば誤解かもしれないのですけれども、現実の社会では、やっぱり多くの方は、夫婦間であれば犯罪として成立しないのだという考えを受け入れている、そういうふうになっている人が非常に多いのですね。多くの方はどうしてそのように考えるのでしょうか。刑法学説についての説明でも、少なくとも近年のものは成立を認めているというふうに言われております。ですから、その近年以前は、学説の中でも成立しないということが言われていたわけです。判例も、御存じのように婚姻破綻という条件を付けて限定的に認めているという状況でした。

ですから、学説が否定的であったとか、判例が限定的であったということの影響というのは、私はまだ社会から払拭されていないと思うのです。学説の変更があったかもしれないのですけれども、普通の方がその学説の変更があったということを知るすべもないわけですし、自然にその学説の変更が社会に浸透するという、これも期待できないわけです。だから、かつての否定説の考え方を一般人レベル、警察の現場の捜査官の人も含めて、一般人のレベルで払拭するには、やはり刑法の中にはっきりと明文の規定を置く必要があるのではないかと考えております。

確かに広報啓発活動というのは非常に有効だと私は思っているのですけれども、今までは学説が支持していて、判例もそのように言っていたということで刷り込まれている「犯罪とはならない」という考え方、これは広報啓発活動ではなかなか払拭できないのではないかと私は思っているのです。ですから、もっと積極的な手が必要ではないかということを考えるのです。

それから、フランスとの比較については、この間、フランスは法律で婚姻関係による性交渉の同意を含むとされていたので、それを否定するためにわざわざ、配偶者間でも、あるいは婚姻関係の如何を問わずということで、強姦罪は成立すると書く必要があったのだという御説明がありました。

確かに日本では、民法その他で婚姻関係に性交渉の同意を含むということは書かれておりませんが、だから私は余計問題だと思うのです。刑法でも婚姻している妻を除くというふうに書かれていない。しかし、この書かれていない構成要件があって、それが、実は実務を扱う人々の、弁護士も含めてなのですからけれども、頭の中にやっぱりあるのだと、だから普通の人々の間にもそういう考えが存在していると。

そういうことを考えますと、つまり明文を必要とする点では、実質的にはフランスと結局同じことではないかと思うのです。かえって書かれていない構成要件のほうが、私は問題であろうと思っておりますので、やはり明文ではっきりと書いて、学説も変わっているのだし、今までの考え方は間違いだよということは、はっきりする必要はないかと思えます。

そのように明文で書かれることによって、例えば、警察官もそうでしょうし、それからシエルターなんかの現場にいる人が訴えられても、でもそれはやっぱり難しいのねというような話にならなくて、もっと積極的に夫婦間の強姦という問題をきちんと取り上げていくという方向になっていくのではないかと思えます。

それから、この問題に関して運動している女性たちの中では、お手元の配布資料の中に入っているのですけれども、夫婦間の強姦については、明文できっちりしてほしいという意見が非常に強いと私は見ておりますので、追加して申し上げました。

○**工藤委員** 今の御発言の中で、立件数が極めて少ないというのは、警察の対応ができていない証左だというような御趣旨の御発言があったと思うのですけれども、これは若干乱暴かなと思う部分がございます。御指摘は、要するに、結果として立件数が少ないことの原因として、警察側が対応していないというものだと思われ、そういうふうにする方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、ほかの可能性として、例えば、それ以外の強姦よりも、より潜在化しやすいということもあるかもしれません。それはそれで別途対応すべきことなのかもしれないのですけれども。

それから、これは、この論点について検討があったときに何名かの委員からお話があったかと思っておりますけれども、夫婦間でのことになりますので、基本的には一つ屋根の下で起こることなので、非常に証拠の収集が難しく、立件しようと思っても、なかなか刑事責任を問うだけの証拠を集めることができないということも多々あるわけです。

したがって、数が少ないから、それは警察がちゃんと対応していないのだというのは、若干乱暴かなと思いましたので、この点指摘をさせていただきたいと思っております。

○**角田委員** 警察の対応が悪いと決めつけているわけではないのですけれども、実際に医者のところに行って、そして警察に行くように助言された人が、警察に行って、それは夫婦だったら犯罪にならないのだよと言われて帰されてくるという例を、私は具体的に聞いておりますので、例えば警察が、一番最先端のところでこの問題についての認識をもう少し変えていただければ、それは違うのではないかなと思っております。

○**工藤委員** 一線の現場で対応する警察官が、常に意識をアップデートしたものにしておかなければならないという意味では、多分私も思うところは全く一緒だと思うのです。ただ、そのための努力というのは常にされていて、これは若干私の立場を超えた意見になってしまうかもしれないのですけれども、そういった現場の一線で対応する人の認識を変えようという手段として、刑法に書くということは、果たして適切なのか、正しいのか、意味があることなのかという点について、私は余り、それはそうではないのではないかなというふうに思っております。

○**山口座長** この点については、それぞれの御意見をここで拝聴したということで進ませていただければと思っておりますが、ほかの点についていかがでしょうか。

○**小木曾委員** 書かれていない構成要件というのを基にして議論ができるのかというのは、法律の理屈としては難しいのではないかとということだけ、申し上げたいと思っております。

○**山口座長** ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、次に進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

では、次に第3の「4 強姦罪の主体等の拡大及び性交類似行為に関する規定の創設について」でございます。

追加の御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

○**宮田委員** これは何度か申し上げてきているのですが、性交類似行為等を切り出すときに、それを強姦の一部あるいは強姦とセットのような形にするのか、それとも強制わい

せつの加重類型として定めるのかという問題提起をさせていただいてきました、前者であれば、例えば、集団強姦であるとか強盗強姦に、肛門性交や口淫なども含まれる形になっていきます。

その辺のところ、構成要件の創設というのがどういう意味なのか、強姦とセットになるのか、あるいは強制わいせつの加重類型にとどまるのかというところは、議論しておく必要があるのではないかなというふうに考えた次第でございます。

○井田委員 私、以前、宮田委員からそういう御意見が出たというのは記憶があるのですが、既にそれはもう解消されたものとばかり思っておりまして、この時点でもう一度というのはちょっとびっくりいたしました。これまでの議論の前提となる基本的な理解は次のようなものであったと思っております。現行法は、いわば基本類型として強制わいせつ罪を規定しており、その強制わいせつ行為の中で、特に男性が女性に対して膣性交を強制するという行為類型を、いわば切り出す形でもって強姦という加重類型を設けています。強姦罪は、いわば加重強制わいせつ罪として規定されているわけです。現行刑法は、そういう二分法を前提として強姦を「特別扱い」しており、特別扱いというのは、単に法定刑が重いというばかりではなくて、死傷の結果が生じた場合の扱いもそうであるし、二人以上の者が現場で共同した場合の扱い（集団強姦罪）もそうであるし、さらには強盗犯人が行った場合の扱い（強盗強姦罪）もそうです。

問題は、どうして強姦行為、男性の女性に対する膣性交の強制行為だけが取り上げられて重くされ、そういう特別な扱いを受けているのかということです。これは、外国の立法例に鑑みても、被害者に与えられるダメージに鑑みても、保護法益に鑑みても、さらにジェンダーニュートラルな扱いということに鑑みても、現行法はもはや正当化できないのではないか。これがこれまでの検討会における検討の出発点となった問題意識でありました。これまでのところでは「三分法」というのはおよそ考えられていなかったと思うのです。もし三分法も改正のための候補になるのだとすれば、つまり強姦が一番重い類型で、強制わいせつとの間にもう一つ中間類型があって、三つの類型を考えるのだとすると、今度はその中間類型と強姦との関係を議論しなければいけないし、中間類型と強制わいせつの関係もまた議論の対象となる。このような三分法を提案するのだとすれば、検討会をあと2回か3回か開催して、その点を議論し直さなければならないということになるだろうと思われまます。

○山口座長 中2階を作るという議論ではないという理解だということで、今、井田委員が御説明されたのですけれども、大体そういう御理解で、佐伯委員もよろしいですか。

○佐伯委員 はい、そうだと思います。

○加藤刑事法制管理官 宮田委員御自身は、どちらであるべきだという御意見をお持ちでいらっしゃいますか。

○宮田委員 私の考えは、何度か発言しているように、強姦罪、強姦という類型が定められているのは、やはり女性に対する被害の刑事学的な多さもございますし、強姦行為の、妊娠の可能性も含めた生物学的なダメージの大きさなどがあると。そういう意味で、私はやっぱり強姦罪というのはちょっと意味が違うと思っている部分があるのです。

そういう意味で、それと同等の処罰をする、強姦とイコールではないという考えは採り得るのかなという疑問があります。ですから、もちろんそれが一つの強制わいせつの中の加

重類型として、集団でのものであるとか、致死傷のものについては加重されると。通常の強制わいせつ罪に加重される別な類型であると考えるところ自体については、あり得る考えだとは思っておりますけれども、強姦罪の保護法益であるとか、刑事学的な意味などについては、もうちょっと考えなければならないと思っているので、あえて問題提起させていただいたものでございます。

○齋藤委員 その件に関してではなく、別のことで大丈夫でしょうか。

この段で申し上げることが適切なのかどうか不明でしたので、以前のときには述べなかったのですけれども、性交類似行為という言葉について意見を述べさせていただきます。この検討会では性交類似行為という言葉がずっと使われてはいるのですけれども、例えば男性同士の肛門性交であったりする場合に、それを性交類似行為というくくりで話されるということ自体に、抵抗を覚える方がいらっしゃいます。自分たちの行っている行為は「性交」であり、「類似行為」ではないという考えや、被害者の方も、自分たちの受けた行為は「性交」であり、「類似行為」ではないと考える方がいらっしゃるということを、付け加えさせていただければと思います。

○山口座長 ありがとうございます。

よろしければ先に進ませていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

それでは、次に第3の「5 強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和」についてでございます。

この論点につきまして、追加の御意見をお伺いする前に、まず確認させていただきたいことがございます。

論点整理といたしましては、「準強姦罪の成立要件についても見直すべきか」というものが入っておりますが、この点につきましては、これまであまり明示的に御議論頂いておりませんでした。

なぜかといいますと、この点は恐らく、暴行・脅迫要件の撤廃・緩和と連動しているのです、暴行・脅迫要件を緩和すべきだという御意見の方は、準強姦罪の要件についても緩和すべきであるという御意見になるのではないかと。他方、暴行・脅迫要件を緩和すべきでないという御意見の方は、準強姦罪の要件については緩和すべきでないという御意見になるのではないかとというように思われるわけなのですが、そういう理解でよろしいかどうかということを確認させていただきたいと思います。

つまり、暴行・脅迫要件の緩和という御意見をお伺いする中で、準強姦罪の要件についても、いわば論理的な帰結というのでしょうか、御意見をもう頂いていることになっているという、そういう理解でよろしいかどうかということを確認させていただきたいのですが。

○角田委員 そういうことだと思います。連動してくると私は考えております。

○山口座長 そういう理解でよろしゅうございましょうか。

○宮田委員 そうすべきかどうかというよりも、既に裁判実務において、もう緩和されている、あるいは準強姦については緩和されているという状態があるということで、本来であれば厳しく解釈すべきであるという議論に対して、現状はこうであるという考え方もできるような気がします。すみません、議論の遊びみたいなところですけども。

○山口座長 要するに、強姦罪の要件を緩和すべきかという議論が、準強姦罪の要件を緩和す

べきかという議論に影響するかという話ですので。

○**角田委員** そうなのですね。結局、準強姦をいわば広く解釈することによって、抗拒不能というのではないものを、私が、例えば偽計とかだましたというような行為は、むしろ強姦の不同意の要件として考えるべきではないかと言ったのに、今それは準強姦のほうで賄われているからというふうになっていっているのです。準強姦の構成要件が広がり過ぎているといえば広がり過ぎているようになって、そこは整理したほうがいいのかと思ったのです。どうしても強姦の暴行・脅迫要件と準強姦というのは関係せざるを得ないのではないかと、私は思っているのです。

○**山口座長** ありがとうございます。

私が先ほど整理させていただいた議論でよろしいということでしょうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございます。ではそのように確認させていただきます。

それでは、「強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和」の点でございますが、取りまとめ報告書にも、ただ今の準強姦罪の成立要件の点について、記載を追加させていただきたいと思えます。

そこで、ほかに「強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和」の論点につきまして、追加して御発言いただけることがありましたら、お願いをしたいと思います。

○**角田委員** 一つは、第6回の議事録の7ページだったと思うのですがけれども、木村委員の御発言で、昭和24年の最高裁判例が出発点になって、著しく困難にする程度である必要は必ずしもないのですというふうに本来は読むべきだったのが、それが何か要件のように読まれてしまっているというのが一つ問題ではないかというような御発言だったと思うのですね。

だから、その抵抗が著しく困難であることまでは求めていないということは確認してもよいのではないかと私は思ったのですけれども、学説はずっとそれで、それが一つの要件のように、非常に厳しい認定をしてきたということがあるわけですね。それはどうなのでしょう。木村委員がいらっしやいませんけれども。

○**山口座長** ただ今の点は、木村委員はそういうように理解すべきだという御発言をされたということで、本検討会でその解釈がどうかということを確認するような性質のものではないかと思うのですが。

○**角田委員** そうですね、はい。

○**山口座長** 木村委員はそういうような御意見をお述べになられまして、それに対して特段反対の御意見はなかったという経過であったということです。

○**角田委員** では、もう一点よろしいでしょうか。要するに、前回の結論としては、暴行・脅迫要件の一般的緩和又は撤廃はすべきでないという意見が多かったということです。けれども、被害者からは、この点について、やはり暴行・脅迫要件のハードルが高過ぎるといふ批判が絶えないという実態があるわけです。

ところが、実務では、警察も検察も裁判所も、暴行・脅迫の要件を適切に判断していますというようなお話だったのですけれども、結局は個々の判断者にそれは任されるということになってくるわけです。刑法177条自体は暴行・脅迫としか書いていないので、どの程度かという議論で、必ずそこは個々の判断者の判断にということになるのですけれども、

それについては、ばらつきがないように教育・研修をやってほしいということを私は申し上げたのですけれども、教育・研修というだけでは賄えないものがあるのではないかと考えているのです。

事実認定に関わる問題を、どのように条文上書くことができるかということとはよく分からないのですけれども、やはり個々の判断者に丸投げされたような形ではなくて、何らかの規範的なものを考える必要があるのではないかと考えています。それはどのように書くのかと言われると、ちょっと私も困るのですけれども、現状で、つまり裁判官や検察官を信頼するという形で、そこは適切なのですと言うことだけで問題は解決するのだろうかと思うのです。暴行・脅迫の程度が低かったということで無罪になる事例なんかは、やはりあるわけなのですから。

もちろん、暴行・脅迫だけ見ているのではなくて、全体的に見ているということになってくると思うのですけれども、それにしても、今まで非常に高い、先ほどの昭和24年の判例に関係して高いところにハードルが設定されていたという事実はあると思うのです。だから、それを何とかもうちょっと、撤廃しないのであれば合理的なところへ変えるためには、何かする必要はあるのではないかなという、そういう考えです。

○宮田委員 以前と重なる話になりますけれども、暴行・脅迫に関して言えば、今現在かなり緩和された形で認定がされている。性交に伴う当然の有形力の行使、例えば手を押さえるというような軽い身体への接触であっても、その前のシチュエーション、被害者の態様、その被害者の属性その他によって、暴行・脅迫として認定されている。つまり、暴行・脅迫であるとか、抗拒不能の刑法178条の要件が、被害者の意思に反するものだというための一つのキーとして考えられているというところがあり、その辺がなくなってしまうことになると、正に立証責任の転換が起きてしまい、被告人の防御が全くできなくなってしまうということにはならないかということ、重ねて指摘させていただければというところでございます。

○角田委員 私が申し上げたのは、撤廃するというのではなくて、バーを下げるのに何か必要なのではないかということです。

○井田委員 繰り返になってしまうのですけれども、要するに、強姦罪の要件に当たる事実を認定するためには、合理的な疑いを容れない程度の立証が必要であり、それは合意の可能性を排除できないという場合であってはいけないわけです。合意の上での性行為であったという疑いを排除できる程度の立証というのは、それなりにハードルが高いのは当然のことです。そのハードルを下げるという議論をするときには、「疑わしきは被告人の利益に」の原則との関係が問題とならざるを得ないのです。ハードルが高いのはこの原則との関係上、致し方ないという面があり、またそれは他の犯罪においても実は同じように問題になってくることです。

○齋藤委員 各現場で、お会いしている方々が違う、取り扱っている事例が違うということがありますので、それぞれの立場からの意見が異なるということは仕方ないことだと思っています。しかし、角田委員のおっしゃったように、被害者支援の現場に、暴行・脅迫要件を緩和してほしいという声がたくさん届いていることは事実です。私が、関わった事例の中にも、暴行・脅迫要件だけが問題だったわけではないかもしれませんが、その点が大きく影響して無罪になってしまった事例もあります。そうした被害者支援の実態があるのだ

ということを、もう一度お伝えしたいです。また、これもこれまでの意見の繰り返しではありますが、精神医学や心理学における解離とか麻痺とかいった精神状態の有りようを、本当にもう少し切実に取り上げていただきたいなと考えております。

○山口座長 ありがとうございます。

ほかに、よろしゅうございましょうか。

(一同 発言なし)

それでは、次に進ませていただきます。

次でございますが、第3の「6 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設」についてでございます。

取りまとめ報告書案の修正あるいは追加についての御意見がございましたら、お願いいたします。

○宮田委員 地位・関係性利用についての問題性ですけれども、最後の頃議論になっていたのは、年少者が被害者であり、その保護をする立場、例えば養親を含む親であるとか、あるいは母親の同棲相手であるとかというような、同居して、未成年に対する支配権を持っているような方を念頭に置いた規定を創設するというような意見がかなり多かったように思われます。

ここで危惧いたしますのは、本来はそういう関係にあるということ自体は、犯罪的ではない。しかし、そういう関係があるということを前提に新たに犯罪が構成されるというところなんです。そして、構成要件を果たして明確にすることが可能なのか。地位・関係性があるということがどういう状態であるのかということ、構成要件として果たして明確にできるのかという疑問を若干持つところでございます。

今、この議論の前にやった暴行・脅迫の要件であるとか抗拒不能の要件というのは、それがあつたということを検察官が立証しなければならないわけですが、地位・関係性利用の規定を作るとすれば、下手をすると、同意がなかったことが推定されるような形になって、被告人の側で「同意があつたのです。」ということを立証するような、立証責任の転換が起きてくるのではないかという危惧を持つものでございます。

そして、「同意があるも何も関係ない。そういう関係であつたら処罰するのだよ。」ということにもしものなるのであれば、それは正に近親姦の処罰であつて、それは果たして妥当なのかどうか。それが不道德な関係であつても、真摯な同意のもとに親族間が関係を持ってしまうということは、過去、文学などの対象にもなっているところではないかと思うところでございます。

そのように、この地位・関係性の利用のところについては、ある意味、冤罪の危険を生みかねないものであり、謙抑的でなければならない刑法の基本的な考え方に反する部分がないだろうかというところを危惧するところでございます。

○角田委員 地位・関係性という言葉で今ずっと語られてきているので、地位・関係性があつたら全部というように理解されるかもしれないのですけれども。

○宮田委員 全部とは私は言いません。

○角田委員 いや、地位・関係性というのは、支配・被支配関係をそういう形で言い表しているのではなかったのでしょうか。一定の地位・関係性は、必然的に支配・被支配の関係を伴うと。そういう関係にあつた者については、暴行・脅迫とかそういうことを問わずに、

それはもう性犯罪と扱うことができると、そういう議論だったのではないかと思うのです。だから、地位・関係性というよりは、地位・関係性が生み出す支配・被支配の関係ということではないかと思えます。

それから、もう一点なのですけれども、取りまとめ案の21ページの上から三つ目の丸のところで、「児童虐待の類型であり」と書いてあります。それで、「刑法の中に性的自由だけではなく児童福祉を保護法益として取り込むことも考えてよいのではないか」と書かれているのですけれども、児童福祉もそうなのですけれども、子供の権利擁護ということのほうが、児童福祉よりは適切ではないかなと思っております。ですから、刑法の中でも子供の権利擁護を保護法益として明確化する必要があるのではないかと。その関連で、さっき申し上げた子どもの権利条約というの、ここに入れたほうがよいのではないかと思います。

○宮田委員 仮にこのような類型を作るとしても、法務省のほうから頂戴している海外法制を拝見いたしますと、これは、同意がなくても、同意があるかないかというところにかかわらずこういうものを処罰する、子供のために、子供を保護するために処罰するというふうな児童福祉法的な観点を入れるということで、刑罰が多少軽めに設定されているというところが見てとれるように思われます。

以前、佐伯委員だったと思いますが、これは児童福祉法的な意味のものであるとすれば、刑が軽いということがあり得るのではないかという御発言があったように記憶しておるのでございますけれども、仮にこういう規定を置くとすれば、同意が、支配関係にあることをもって、その支配関係に置かれた者を保護するという別の目的から、もっと処罰については軽い形で決めるという考え方も、一つあり得るのではないかというところを指摘させていただければと思います。

○佐伯委員 私の申し上げた意見、正確には記憶しておりませんが、地位・関係性利用ということで、もし広く規定すれば、それは児童福祉あるいは児童の権利擁護の観点からの立法ということになって、その場合には、現在の強姦罪、強制わいせつ罪よりは軽い類型として規定されることになるだろうと。

これに対して、典型的に同意が考えられないような場合を切り出して規定するというのであれば、現在の強姦罪、強制わいせつ罪と同じような横並びの、したがって現在の準強姦罪、準強制わいせつ罪と同じような罪として規定されることになる。ただ、その場合には、典型的に同意が考えられないような場合ということですので、かなり限定的な規定になるのではないかという考えでございます。

○井田委員 今の点で、佐伯委員と結論は同じですが、ちょっと違った説明をしたいと思えます。被害者のダメージという側面から考えると、とられた方法は確かに暴行・脅迫とはかなり違うものであるかもしれないけれども、本質的には変わらない。被害者に与えるダメージないし保護法益に対する侵害という観点から見ると同じであって、法定刑を区別する理由はないのです。例えば、現行法でも窃盗と詐欺とで手段は少し異なるかもしれないけれども刑は変わらないし、略取と誘拐とは方法は違うかもしれないけれども、法益侵害は同じなので刑は変わらない。それと同じように、行為態様は違ったとしても、被害法益そのものに対する侵害が一緒であれば、同じ刑にしないとそれは不均衡だし、軽いやり方を認めるというのは、そちらを奨励することにもなりかねない。

諸外国の立法例をみると、確かにこうした類型について軽い刑を定めるものがあるのですが、これは恐らく、検討会で考えられているものよりも、かなり広い緩やかなものが考えられていると想像されます。被害者側にある程度落ち度もあった、あるいは被害者側に何とか避けられた面もあるというような類型を定めるとすれば、多少それは軽いということになるのかもしれませんが、正に検討会で問題にしたのは、被害者の落ち度とか、被害者による回避可能性とかが問題とならない事例であったわけで、そうすると、むしろ刑は同じでないとおかしいという話になるのではないかと思います。

○山口座長 佐伯委員の御説明と井田委員の御説明、ちょっと考え方が違うかなという感じもいたしましたが、具体的に言えば、地位・関係性をどの程度の広さのものとして理解するかということと、どの程度重い罪になるのかということとが連動するという、その部分はお二人共通しているので、そこが、実際に新たな罰則を作るという場合に、どういう作り方をするのかということに直接的に影響するところだと思われれます。佐伯委員の御発言は、限定的に作ることによって、現行の強姦罪と同等のもの、そういう範囲で処罰できるようなものにしましょうと、そういう御理解だったのではないかと思います。よろしいでしょうか。

○佐伯委員 はい。

○山口座長 ほかに、この問題についてはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(一同 発言なし)

それでは、次に進ませていただきます。

次、第3の「7 いわゆる性交同意年齢の引上げ」についてでございます。

追加していただける御意見があれば、お願いしたいと思います。

○小木曾委員 年齢を何歳にするかということはさておいても、国外から、日本はこの年齢が低過ぎるという指摘があるという話をよく聞くわけですが、確かに刑法には13歳未満と書いてあります。けれども、日本には児童福祉法とか条例というものもあるわけで、あたかも日本という国は、13歳になったらそうした行為を子供の自由意思でできる国であると思われるような情報発信がされるというのは、日本人としては心外です。つまり、児童福祉法とか青少年健全育成条例も含めて日本は児童の保護を図っているということをお願いしたいと思います。

あわせて、そういう理解がされる理由の一端としては、この資料にも「いわゆる」と書いてありますけれども、「性交同意年齢」という言葉が非常によろしくないのではないかと思います。思うわけでありまして、アメリカなどでは「statutory rape」と言っていて、そのまま訳せば、非常にこなれない日本語ですが、「法定強姦」というような言葉になると思うのですが、この「性交同意年齢」という表現は変えたほうがいいのではないかと思います。おりますことを付け加えておきたいと思えます。

○角田委員 言葉を変えたほうがいいという点については、私も同じ意見です。積極的に同意するというよりは、この前申し上げたと思うのですが、子供のほうからそのことを拒否できるということのほうが、同意というよりは、多分その年齢を決めるのに重要になるのではないかと思いますので、性交同意というのは何だか、13歳や14歳の子供が性行為に同意するというのは極めて奇妙なことではないかというふうに私も思っておりますので、それは後ほど検討していただければと思います。

○山口座長 多分、法文上は使われないということだろうと思います。

○齋藤委員 同じ意見で大変申し訳ないのですが、性交同意年齢という言葉を使うから、実際以上に、青少年の自由恋愛を阻害するのではないかという印象を与えてしまうのではないかとも思います。私も別の言葉で、御議論をこれから先頂くのであれば、頂ければと思っております。

○加藤刑事法制管理官 「いわゆる性交同意年齢」が言葉として不相当だという御意見がかなり出ているわけでありますが、もしこの報告書に新たな用語を使うことができれば、それはそれで意味があることではないかと思えます。その辺りについても、御知見といえますか御意見がおありであれば、次回までにでもお示しいただければ有り難いと思えます。

○山口座長 この段階で変えられれば、それに越したことはないという、そういうことかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同 発言なし)

では、次でございますが、第3の「8 性犯罪の法定刑の見直しについて」でございます。追加してお述べになりたい御意見がございましたら、お願いいたします。

○宮田委員 性犯罪についてのみを比較すると必ずしも適切ではないのかもしれませんが、頂いた資料の中で、海外の法制、例えば、ドイツでは我が国の強姦罪に相当するものは2年以上の自由刑である、ニューヨーク州刑法では、我が国では強姦罪に当たるようなものも種類によっては1年6月以上の類型もある、あるいはカリフォルニア州でも、日本の強姦や準強姦の中に加えられるような類例の中で、我が国よりももっと軽い刑罰のものもあるように見えます。

そうなりますと、ヒアリングのときには、比較法的に我が国の刑が非常に軽いのだというふうな御意見もありましたが、果たして比較法的に見て、そのような御意見は正しいのかという議論は必要なのかと、感じないわけではございません。

○井田委員 今の点ですが、海外法制との比較を行うとき、特に法定刑については、部分的に性犯罪だけ取り出してきて日本のそれと比較することは必ずしも適切ではないというのはおっしゃるとおりかと思えます。ドイツについて言いますと、執行猶予は懲役1年までの刑でないと認めないのが原則で、例外的事情があるときは、それを超える場合でも認めるが、2年を超える刑を科すときは執行猶予にすることはできないとされています。このように、日本の執行猶予に関する規定と異なり、刑の要件が厳しいということがあり、このことも法定刑の軽重に影響している可能性があります。

○宮田委員 現状の性犯罪の処罰の状況を見ると、非常に執行猶予が付きづらくなっていて、なおかつ現在の法定刑の中で収まっているのではないかという印象を持ちます。ドイツの2年以上というのは、執行猶予が付かないという意味であるという井田先生の御指摘もございましたけれども、日本で果たして不都合は生じるのだろうかという疑問も、同時に生ずるところでございます。

○小木曾委員 実は、5月にやりました刑法学会のワークショップでこれを扱っているものがありまして、そこで出た議論というのが、刑をいじるのであれば、現在行われている量刑が不十分であるとか、刑事政策的に十分な効果が上がっていないということの検証があってしかるべきで、それがないうまに刑をいじるというのはおかしくないかという、そうい

うような議論がありました。ただ、ここでの議論は、恐らく、現在の量刑が不十分だという話というよりは、現行の刑罰の体系の中で、この罪をどのように捉えるのかという観点からの議論であったということを確認しておいたほうがいいかなという気がしましたので、申し上げます。

○山口座長 刑を上げるべきだという御意見の理由付けも、いろいろな理由付けがあったように思われます。その理由付けを含めて確認するということができればいいのかもしいのですが、差し当たりは刑を上げるか、特に下限ですね、下限を上げるべきかどうかという結論について御意見を伺ったということにさせていただきたいと思います。その点に関する理由はいろいろあり得るということでしょう。

よろしいでしょうか。よろしければ、先に進ませていただきたいと思います。

次、第3の「9 刑法における性犯罪に関する条文の位置について」でございます。

この点について、追加的に御意見がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同 発言なし)

よろしいでしょうか。特に追加的な御意見はないということで。ありがとうございました。これで、第3の各論点につきましては一通り御意見を頂きました。

最後に、報告書案の第3以外の部分、つまり第1の「はじめに」、第2の「検討経過」、第4の「終わりに」に関しまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

○角田委員 第4の「終わりに」のところなのですが、第2段落の「法務省においては」という文章がありますけれども、「法務省においては、本検討会の議論の結果を真摯に受け止め、本検討会の議論の結果を十分に踏まえた法改正に向けて前向きに検討されることを期待する。」とあります。その検討の姿勢について、一つは、今後とも当事者の声を尊重しながらするという事、もう一つは、日本が批准した条約についての国連機関からの勧告等があるのですけれども、それを尊重して、国際的な人権基準に配慮して検討を進めていただきたいと思いますというように、これは法務省に対する期待を述べる部分のようですので、その二つの点を付け加えていただければと思っております。

条約の問題は、最初の頃に随分資料も頂きましたし、それから、外からこんなふうにいる勧告も来ているということもあって、それを受けた上でこの検討会をスタートするという、そういう経過もあったかと思っておりますので、それを付け加えていただければと思っております。

○山口座長 ありがとうございます。

ただ、この部分は、こういう意見もああいう意見もあったと記述する部分ではなくて、全体的なまとめですので、委員の合意に基づく必要がある部分です。

今の点について何かございますか

○佐伯委員 当事者の声を真剣に聞くことは大事な事だと思いますけれども、「尊重し」という言葉は、ある一定の方向性を終わりのところで示しているように読めますので、私は入れるべきではないと考えます。

○角田委員 では、当事者の声を聞くというのはどうですか。今後ともということですか。

○佐伯委員 今後もちろん当事者の声を聞くのは当然のことだと思いますが、ここで述べる必要があることでしょうか。

○山口座長 角田委員のおっしゃっている点は非常に重要な点ではあるのですが、今、佐伯委員からの御指摘がございましたが、合意できないことについてはここには書けないと思います。

○角田委員 それはそうだと思います。だから提案をただけです。

○山口座長 いかがでしょうか。今、佐伯委員からは消極の御意見がありました。ほかに御意見はございますか。

○北川委員 被害者をはじめ当事者の方々の意見ということについての反映については、個々の論点のところでも取り上げて、反対意見、賛成意見と、どういう形で取り上げるのか、これは性犯罪の罰則規定の中で取り上げるべきなのか、それとも、先ほども問題がありましたように、早期発見につなげて犯罪にならないようにするというような方向で取り上げるのかということ、いろいろな見方があったところなので、「終わりに」ということで、まとめの中であえて指摘するのはいかがかと思います。

また、条約の勧告、最終見解の尊重という点についても、条約等の国際社会からの意見というのは、日本の法制を、一定の角度の、外からの見方によって、勧告や見解を述べるのであって、必ずしも日本国内の法制を網羅的に分析した結果でない場合もあるように思います。例えば、性交同意年齢の問題については、児童福祉法による処罰も含めて考慮してどうなのかといった日本の法制の在り方というのを、国際社会にもっと理解してもらう必要があるのではないかと、いった小木曾委員のお話もありましたように、条約の勧告を日本の国内法で受け止めるときに、国内法の整備の仕方として、刑法だけでなく特別法も含めてどう整理すべきなのか、現状でも対応可能なのではないかと、これもいろいろな意見、見方があるところだと思しますので、やはり「終わりに」の総括部分でくくるのは難しいのではないかと。各論点のところでも個々の意見として挙げるのが適切であると思っております。

○山口座長 角田委員からの御提案に関して、ほかにいかがでしょうか。

○角田委員 賛成いただけなければ、それだけということなのですけれども。

○山口座長 では、各論のほうで、先ほどの御指摘の条約の問題などを入れていただくということではよろしゅうございませうか。

(一同 異議なし)

ほかにいかがでしょうか。

○宮田委員 「終わりに」のまとめ方でございますけれども、「性犯罪を絶対に許さないという社会一般の認識を醸成する」という言葉がございませうけれども、例えばそのためには、性に対する教育、それは子供たちに対する教育も必要でしょうし、あるいは社会全体に対しての啓蒙活動なども必要であろうかと思っております。

この検討会が非常に社会から注目されておりますので、このまとめの中で、刑罰についての個々の検討にとどまらず、これを機会にもっと更に大きな議論に広げてほしいというようなまとめがしていただけるのであれば、大変有難いと思うところがございます。

性に関しては、先ほど角田委員が性犯罪の予防の話がされましたけれども、性犯罪の予防については、特に若い方たちに対する性、性というだけではなく、例えば男女の在り方なども含めた様々な教育が必要であろうと思われまじし、技術的にも難しいし、委員の先生方の中にも異論がある問題かもしれませんが、性表現の在り方の問題などもあるのではないかと。例えば、ポルノの影響を受けることによって、特に若年層の男の子たちが犯

罪に至っているという統計結果などもあると聞いております。そういうような、非常に幅の広い問題を考えていかなければ、性犯罪の撲滅というか減少というか、には至らないのではないかとと思われるものでございます。

また、早期発見で処罰を確保していくことももちろんですけれども、犯罪に至った人に対する的確な処遇、これは、刑務所で、今正に緒についたばかりの性犯罪プログラムなどの更なる充実、出てきた後の更生保護の充実ということもございまして、福井先生がヒアリングのときにおっしゃったように、性的異常に対する治療が日本では確立していないという精神医療などの問題もあり、そういう医療的な側面についても考える必要があります。性犯罪をなくしていくための議論というのが非常に広いフィールドにわたるものだという御指摘がもしも可能であれば、この検討会が、社会的に非常に注目度が高いだけに、大きなインパクトを与えられるのではないかと考える次第です。

あと、話が戻るのですけれども、第2のまとめのところなのですが、2ページの2段落目、性犯罪について共通の認識ができた、とあります。共通認識についてはともかくとして、この議論の中で、例えば刑法の条文が明確である必要があるということや、刑法が謙抑的でなければならないということ、あるいは刑事事件が冤罪を生んだときの著しい被告人のダメージといった問題などは、やはりきちんと考えた上で最終的な落としどころが見つけれなければならない。これは第2になるのか、最後のまとめになるのかよく分からないのですけれども、そういう視点は、このような刑事関係の問題を議論するについては、欠くべからざる論点なのではないかというふうに考える次第です。

甚だまとまりがありませんが、以上です。

○**山口座長** 最後におっしゃった点は、性犯罪固有の問題というわけではなくて、刑法を考える際には常に、罪刑法定主義などを考えなければいけないということではないかと思いたしますが。

○**宮田委員** もちろんです。ただし、先ほど角田委員が、被害者が自分の言うことを信じてもらえないというお話をなさいましたが、「性犯罪」が密室で、1対1で起こる場合には、その裏腹の問題として、加害者とされる者がその供述を信用してもらえないという悩みも起きてくるところでございます。

かようなところがあり、また性犯罪というものに対して社会の見る目が非常に厳しいということで、冤罪が起きた場合のダメージが非常に大きいということは、あえてここで指摘させていただければと思います。

○**山口座長** この部分について、更にどこまで書く必要があるかという点につきましては、いろいろ議論があり得るところではないかというように思いますが、いかがでしょうか。

○**宮田委員** では、私の発言の前半の部分、政策的に非常に幅広なところまで、ここでの議論を機会に社会全体に議論の輪を広げて行ってほしいというところは、ここに書いていただくと、様々な団体が力を得るのではないかと思うのですが。

○**山口座長** 最後に、要するに、この問題は罰則を作ればよいというだけの問題ではないので、幅広に施策を検討していく必要があるのではないかということが書かれてはいるわけですね。ですから、ここをもう少し膨らませるということなのかもしれません。

○**宮田委員** あとは、表現として、「性犯罪を絶対に許さないという社会一般の認識」という書き方なのですから、それは絶対起きてはいけないので、絶対に許さないということ

はいえるのでしょうか、絶対に許さないというだけでいいのか。薬物犯罪についても、「ダメ。ゼッタイ。」というだけでは足りなくて、どうやって、起こしてしまったら、起こした人を受け入れられる社会を作らなくてはいけないか考えるべきなのに、あの標語はどうかという指摘などもございます。「絶対に許さない」という社会の認識だけではなくて、反省し、改めて戻ってきた人を受け入れる、あるいは反省し、ちゃんと受け入れられるような人になるために形をつけて戻ってくるような制度も含めて整備しないと、まずいのではないかなと思っています。

○山口座長 その意味での総合的な対策が要る、そういうまとめ方になっているのではないかなというふうには思います。

○齋藤委員 特に批判的な意見ということではありませんが、ここで議論されている内容のみならず、法の網目から落ちてしまう被害者もたくさんいるということもまた事実だと思いますので、最後に「検討した罰則の改正のみではなく」、この「のみではなく」という言葉が入ったことに、とても意義があるのではないかなと思っています。

○角田委員 今の「性犯罪を絶対に許さない」というところなのですけれども、絶対に許さないというよりは、性犯罪を生み出さないとか、起きた性犯罪について許さないぞということではなくて、性犯罪がそもそも起きないような、そういう社会を作っていくことのほうが、私は大事じゃないかなと思っています。

だから、社会のそういう認識というよりは、性犯罪が何で起きるのだろうか、その社会の基盤にある問題まで視野を広げた上で総合的な施策ということになったほうがよいのではないかなと思っています。許さないと宣言しても仕方がないような気がして。

○山口座長 いずれにしても、本日頂いた御意見を踏まえて、更に最終的には検討するということになります。

ほかにいかがでしょうか。

○加藤刑事法制管理官 今、角田委員から御指摘のあった、絶対に許さないというよりは、いかにして生み出さないかという問題のほうに意識を持つべきではないかという御意見と、先ほど宮田委員から御指摘のあった社会復帰の問題を含めて、どういう政策を広くとっていくかという観点とは、ある意味では同じ方向を向いているように思われます。そういう意味では、「取りまとめ」の表現については、「許さない」というよりは、角田委員から御提示があったような方向で案を作成するというコンセンサスがあったという理解で、よろしゅうございましょうか。

○山口座長 よろしいでしょうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございました。それではそういう方向で、文案について検討した上で、次回お示しするということにしたいと思います。

それでは、今申しましたが、本日頂いた御意見を踏まえて取りまとめ報告書案を修正いたしまして、改めて次回の会議でお示ししたいと思います。

具体的な修正の仕方でございますが、まずは私にお任せいただきまして、修正したものを次回の会議までに委員の皆様にはお送りいたしますので、可能な範囲で事務局を通じて事前に調整するようにしたいと思います。そのような進め方でよろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

それでは、ただ今の進め方について御了承いただいたということに理解させていただきました。

それでは、今回は、修正した案について再度皆様の御意見をお伺いした上で、御了承いただければ取りまとめ報告書を完成させたいと思います。また、報告書がまとまりましたら、本検討会全体を振り返って総括的な意見交換をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして本日の予定につきましてはこれで終了いたしました。

本日の議事及び資料につきましては、特に公表に適さないものはないと思われまますので、全て公表させていただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

では、次回の予定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中村刑事法制企画官 次回は8月6日木曜日、午後4時から開催いたします。場所は、本日より同じ東京地検の刑事部の会議室でございます。

○山口座長 それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。